

五 葉 ク ラ ブ 会 則

(2009年 4月 1日 改定)

第一章 総 則

第1条 名 称

当会を五葉クラブと称する。

第2条 目 的

当会はゴルフを通じて、広く甲府工業高等学校東京同窓会の親睦を計ることを目的とする。

第3条

当会の年度を、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第二章 会 員

第4条 資 格

当会への入会は甲府工業高等学校同窓生に限る。

第5条 入 会

当会への入会は、本人からの届出を受け、会員相互がこれを承認した者に限る。

第6条 コンペティション参加資格者名簿への登録

当会に入会した者を参加資格者名簿に登録し、コンペティション参加資格者とする。

第7条 登録の抹消

当会の品位を極端に疵付けた者は、役員会に諮り、コンペティション参加資格者名簿から抹消し、コンペティション参加資格を取消す。

第8条 退 会

当会からの退会は、公務、疾病等止むを得ない事情及び本人からの申し出のあった会員

第三章 役 員

第9条 役員構成

当会の役員を以下の通り定める。

1. 会 長 1名
2. 会計監査 1名
3. 会 計 1名

第10条 役員職務

当会の役員職務を以下のとおり定める。

1. 会 長

会長は、当会を統括する。

2. 会計監査

会計監査は、毎年ごとに年度末に会計を監査する。

3. 会計

会計は、会費及びその他の費用を出納する。

第11条 役員の任期

役員の任期は、二年とし再任を妨げない。

第12条 役員の改選

役員の改選は、コンペティション時に、その参加者の総意により決定する。

第四章 会計

第13条 会計

当会の会計は、会費、又は特別な寄付を以って賄う。

第14条 入会金 (削除)

第15条 会費

会員は、コンペティション出席の毎、会費を支払うものとする。会費の額は3,000円～5,000円とし、会計担当役員が会の財政状況を検討し会長の承認を得て決定する。

第16条 支出

当会の収入金は、当会の運営費及びコンペティション時の準備金、賞品代、パーティー費、その他会員の親睦を計るために支出する。

第17条 収入金の返済 (削除)

第18条 コンペティション時の個人負担

コンペティションに必要な経費のうち、賞品代、パーティー費、その他役員が認めた費用以外は、すべて個人負担とする。

第五章 コンペティション

第20条 コンペティションの準備及び運営

コンペティションの準備及び運営は、当番幹事がこれにあたる。

第21条 当番幹事の選任及び任期

コンペティションの当番幹事は、直前回コンペティションの優勝者と準優勝者が2名でこれに当り、任期は、次回コンペティションの準備から終了までとする。但し、開催場所及び日時は会長の承認を受けること。

第22条 コンペティションの開催
コンペティションの開催は、原則として毎年度3回とし、開催日はその都度決定する。(参考、おおよその開催時期は、6月上旬、9月、翌年3月下旬)
また、東京同窓会長杯の取り切り戦開催等は、通常は3年毎の年度始めとする。但し、同窓会長が交替したときは、その都度開催する。

第23条 コンペティションルール
1. コンペティションルールは、JGA及びローカルルールによる。
但し、ギブアップは認めない。
原則としてノータッチ・ホールアウトとするが、ローカルルールを優先する。
(スルーザグリーン6吋・グリーン上1グリップはローカルルールの範囲内として当番幹事がスタート前に宣言する)
遅刻及び途中棄権等は失格とし、成績順位に参入しない。
3. コンペティションは、18ホールストロークプレーとする

第六章 ハンディキャップ (当分の間新ペリア方式とする)

第24条 ハンディキャップの決定
ハンディキャップは、そのコンペティションの参加者の総意により定める。
但し、新規参入者は自己申告により初回をプレーし、以後のハンディキャップはそのコンペティションの参加者の総意により決める。

第25条 ハンディキャップの改正
ハンディキャップの改正は、以下に定める基準に基づき参加者の総意によりこれを改正する。
(1) 優勝者からは、現ハンディキャップより30%差し引く。
(2) 準優勝者からは、現ハンディキャップより20%差し引く。
(3) 第3位者からは、現ハンディキャップより10%差し引く。
(4) ネットスコアがアンダーの場合は、アンダー分を差引き上記の計算をする。
(5) ハンディキャップの計算上、小数点以下の端数が生じた時は、少数1位を四捨五入する。

第七章 賞

第27条 賞の種類及び賞品

1. 優勝 東京同窓会長杯（持ち回り）と賞品を与える。
2. 準優勝 賞品を与える。
3. 第3位 賞品を与える。
4. (削除)
5. ブービー賞 賞品を与える。
6. ベストグロス賞 賞品を与える。
7. ニヤピン賞 賞品を与える。（全ホールの内4ホール）
8. ドライビング賞 賞品を与える。（全ホールの内2ホール）
9. (削除)

但し、賞の順位決定に当たって、同率者が出た場合は、先に生まれた者を以って上位者とする。

特記 毎年同窓会の直前大会の表彰（優勝）は同窓会会場において実施する。

第28条 入賞制限（当分の間、新ペリア方式なのでこの限りではない）

1. 直前回連続2回以上不参加者が入賞した場合は、賞を1ランク下げる。
2. 初参加者の上位入賞（優勝、準優勝、第三位）は、4位以下とし、その他の賞は制限しない。
3. ベストグロス賞は、直前回と同一者の場合は、直前回のグロスより上回らない限り次の者に与える。

第八章 (削除)

第29条 慶弔

第30条 褒賞

第九章 その他

第31条 本会則の改定

本会則の改定は、コンペティションのパーティーの席上で意見を聴取し、役員会に計り改定する。

附 則

本会の実施は、昭和50年4月1日とする。

本会則の内、第15条と第27条7号は、平成4年に改定した。

本会則の内、第9.10.12.19.22.24.29条は、平成5年12月17日に追加改定した。

本会則の内、第14条は、平成11年に改定した。

本会則の内、第 6.7.13.14.15.29.30 条は、平成 12 年度に改定した。

本会則の内、第 15 条は、平成 14 年 6 月 5 日より実施。

本会則の内、第 15.21.23.27.28 条は、平成 16 年 4 月 6 日より実施。

本会則の内、第六、八章、第 8.11.13.14.15.17.22.23.27.28 条は、平成 21 年 4 月 1 日より実施。

五葉クラブ役員歴

【1974 年 (S 48 年) ~ 1980 年 (S 54 年)】

同窓会長 萩原 保雄

初代会長 野沢 次郎 会計監査：中込 照彦 会 計：佐野 知正

【1980 年 (S 55 年) ~ 1986 年 (S 61 年)】

同窓会長 野沢 次郎

二代会長 渡邊 直樹 会計監査：乙黒 勝二 会 計：佐野 知正

【1986 年 (S 61 年) ~ 1994 年 (H 06 年)】

同窓会長 野沢 次郎 上野 了

三代会長 津金 武男 会計監査：乙黒 勝二 会 計：佐野 知正

【1994 年 (H 06 年) ~ 1995 年 (H 07 年)】

同窓会長 乙黒 勝二

四代会長 倉金 忠勝 会計監査：三上 忠克 会 計：佐野 知正

【1996 年 (H 08 年) ~ 1998 年 (H 10 年)】

同窓会長 乙黒 勝二

五代会長 中島 正 会計監査：志村 達雄 会 計：佐野 九二一

【1999 年 (H 11 年) ~ 2003 年 (H 15 年)】

同窓会長 乙黒 勝二

六代会長 千野 英雄 会計監査：志村 達雄 会 計：佐野 九二一

【2003 年 (H 15 年) ~ 2009 年 (H 21 年)】

同窓会長 乙黒 勝二 千野 英雄

七代会長 伊藤 元治 会計監査：五味 恵 会 計：小林 務

【2010 年 (H 22 年) ~ 現在

同窓会長 千野 英雄 小林 務

八代会長 五味 恵 会計監査：山村 誠二 会 計：深澤 榮造